## 道路運送法第9条第4項に定める協議について

- 山形県地域公共交通計画において、地域全体として維持すべき路線として位置付けるものについては、運賃も含めたサービス内容を、地域全体の協議と同意を得て決定すべきものとしています(「協議運賃」の設定)。
- 今般、すでに協議運賃となっている下記系統を運行する事業者から、運行経路の変更に伴う運賃に係る改定の申し出があり、その変更に当たっては道路運送法第9条第4項に基づき、本協議会において協議が必要になるもの。
  - ※ 本協議会で協議が調った際は、各事業者に協議済証明書を交付します。

## 1 対象路線及び改定内容

番号	系統	事業者	改定内容
1	米沢仙台線	山交バス株式会社	平均賃率を19.07から
			19.08に改正
2		ジェイアールバス東北株式会社	平均賃率を18.95から
			18.96に改正

※ 平均賃率とは、三角運賃表に記載される運賃の総和を同表に記載される走キロ程 の総和で割り返したもの

## 2 適用する期間

令和6年10月1日から

## 3 協議理由

米沢仙台線の運行経路の一部について変更することに伴い、走キロ程の総和が変更になったことから、平均賃率を改定するもの。